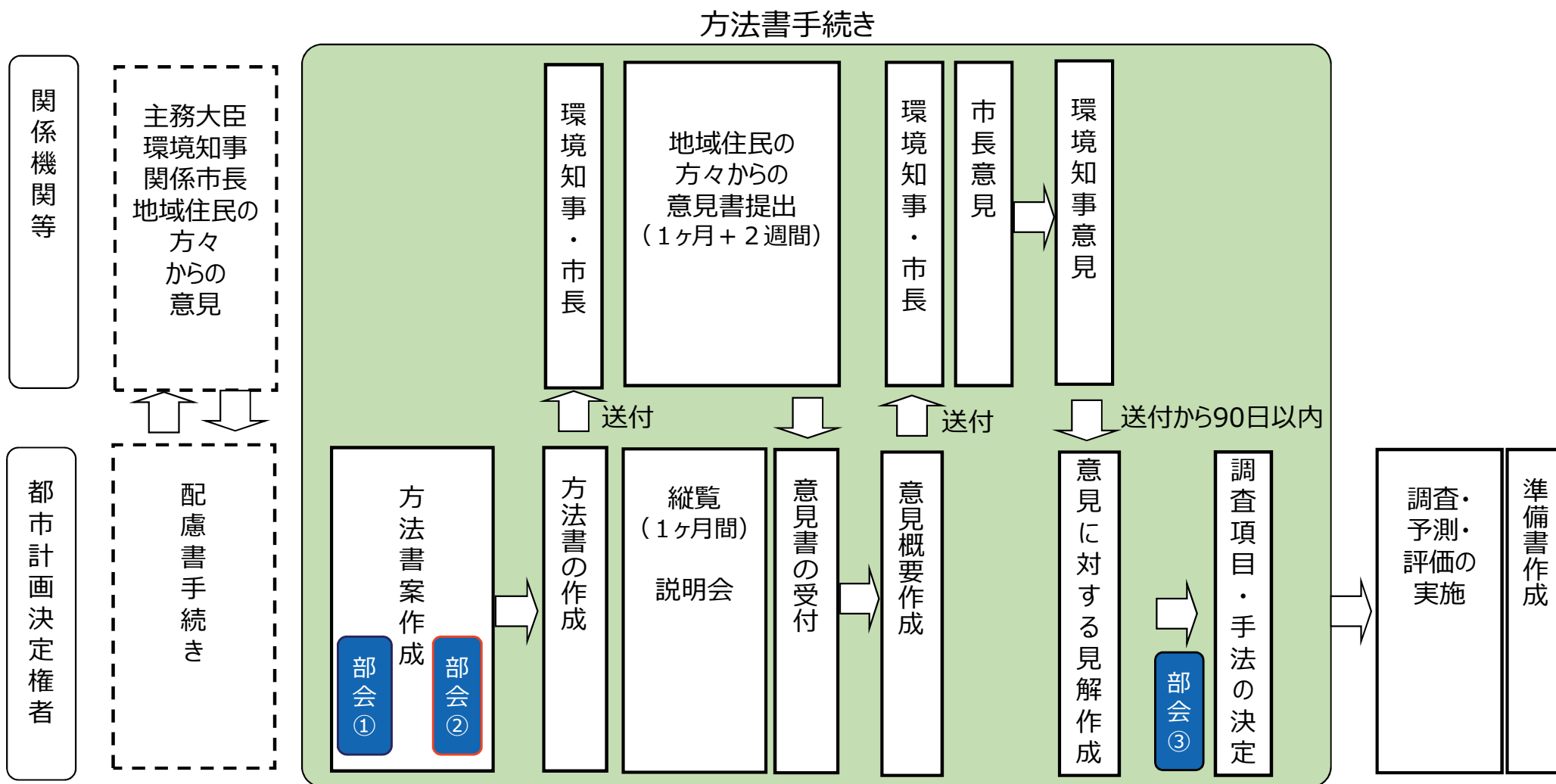


# 名岐道路の環境影響評価方法書(案)について

## 目 次

1. 方法書の手続きの流れ
2. 方法書の構成
3. 方法書（案）

- 方法書を作成した後、都市計画決定権者（愛知県）が地域住民の方々に対して縦覧、説明会を実施し、地域住民の方々からの意見書の提出を受付けます。  
その意見概要を作成し、環境知事及び関係市長に送付します。
- その後、都市計画決定権者は、環境知事、関係市長、地域住民の方々からの意見に対する見解を作成し、調査項目・手法を決定します。



- 方法書の記載内容は、法令により定められています。

### 方法書の構成（環境影響評価法第5条第1項、第38条の6第1項、主務省令等）

#### 1. 都市計画対象道路事業の名称

#### 2. 都市計画決定権者の名称

#### 3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

- (1) 都市計画対象道路事業の種類
- (2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置
- (3) 都市計画対象道路事業の規模
- (4) 都市計画対象道路事業に係る道路の車線数
- (5) 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度
- (6) その他、都市計画対象道路事業の内容に関する事項（既決定内容に限る）

#### 4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

#### 5. 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

#### 6. 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

#### 7. 計画段階環境配慮書の案又は配慮書についての意見と見解

#### 8. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

専門家等による技術的助言

## ■ 環境影響評価方法書 (案)

(仮称) 名岐道路 (一宮~一宮木曾川)

環境影響評価方法書 (案)

令和3年 月

愛知県

## ■ 都市計画対象道路事業の名称 都市計画決定権者の名称 都市計画対象道路事業の内容

都市計画対象道路事業の名称	(仮称) 名岐道路 (一宮~一宮木曾川)	
都市計画決定権者の名称	愛知県	
代表者の氏名	愛知県知事 大村秀章	
住所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	
事業の種類	指定都市高速道路 または 一般国道の改築	
事業実施区域の位置	起終点：愛知県一宮市 位置：次ページのとおり	
事業の規模	延長：約7.5km	
道路の車線の数	4車線	
道路の設計速度	80km/h	
その他	道路区分(種級)	第2種第1級(自動車専用道路)
	構造の概要	嵩上式(高架構造)
	IC・JCTの設置	計画有り
	休憩施設の設置	計画無し